

# 風をよむ

No.37 1997.05.15

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

定価300円

年6回刊・送料込：2,300円  
郵便振替：00170-0-655767

## 5.14~15 沖縄現地へ！ 米軍用地特措法改悪弾劾！



4.17沖縄は告発する！東京集会反戦地主を先頭に7000名余が怒りのデモ行進。

沖縄自立解放、東アジア・環太平洋圏人民連帯から日本帝国主義の解体へ！ ..... 2

これからの安保闘争のために

ガイドライン見直し—有事体制構築を許すな！ ..... 6

事項解説Ⅰ・「思いやり予算」／Ⅱ・地位協定 ..... 9

アピール・アイヌ民族法の制定を求めて ..... 5

トッパクアマル革命運動の同志虐殺弾劾！ ..... 7

書評 女の町フチタン ..... 11

労働（組合）運動について考える・その三 ..... 12

# 解放、東アジア・環太平洋圏 から日本帝国主義の解体へ

## 日米安保・ガイドライン・有事体制粉砕

さる四月一日衆院で、日を置かず一七日参院でと、九割に近い国会議員の圧倒的多数で、米軍用地特措法改悪案を可決した。傍聴席で抗議の声を上げた反戦地主会会長長照屋秀伝さんや知花昌一さんから二名を拘束・逮捕するといふ暴挙の中での法案成立であった。自民党橋本首相はこれを手土産に、二四日に訪米、日米安保体制の堅持と沖縄の基地機能強化を約束して帰国した。

これは七二年「返還」後第三次琉球処分から二五年をへて、繰り返された昨年四・一七日米共同宣言、八月二八日代理署名訴訟最高裁判決以来の第四次琉球処分を完成するものである。この衆院での採決を傍聴した喜納昌吉さんは涙を流し、「今日ほど国会議員らが小さく感じられたことはない」「もはや沖縄の独立しかない」と語り、三線を弾いて時の県知事奈良原繁の暴政と沖縄人差別と闘った謝花昇の詩を歌ったといわれるが、それはアーティストとしての直観をよりどころとして、心ある沖縄人民の魂の叫びをあらわしたことに他ならない。

私たちはこの沖縄人民の悲しみと憤りに心から共鳴すると共に、沖縄人民に対する差別と基地の固定化を容認する我が日本国家社会の現実を冷徹に見据え、これを根本から覆し、海を隔て生活空間を異にする人々が、本当にお互いに慈しみあい、幸せを共有しあうことのできる社会を築くための決意を新たにす。沖縄闘争は新しい局面に入った。そのための指針を提起する。

### 米軍用地特措法改悪は日本帝国主義による沖縄の 安保軍事属領化・軍事基地固定化特別立法である

今回の特措法改悪の法律的特徴は、地方自治の侵害(九二条)。特定地域住民に一年間を越えて国による不適用される法制定の際の条法占拠の続く「象のオリ」に件としての住民投票の不実施(九五条)。さらには現行法の法の適用しようとする不遑及の原則からの逸脱。要するに不安保条約に基づく米軍基地の安定的な使用のためにはな

ふり構わず、住民から土地を強奪するということであり、我が国支配者の意のままに、「暫定的」と言いながら永久的に土地使用を可能にするこ

とであり、その不利益を沖縄人民に押し付けようとするこ

とである。したがって形式的には現行法の改定ではあるが、

実質的には日米安保体制に基

づく沖縄の軍事的属領化、軍

事基地固定化を目的とした、

# 沖縄自立 人民連帯

沖縄特別立法に外ならない。わたしたちはこれを決して認めることはできない。のみならず圧倒的多数でこの悪法を国会で可決してしまう日本政治社会の根本的な変革を誓うのでなければならぬ。国会審議中に行われた沖縄

## 革命政党は基地撤去を求める 沖縄人民にいかに応えるのか

だから反戦地主をはじめとする沖縄人民の、法案の違憲性を批判し、差別を糾弾し、軍事基地撤去を求める闘いには全く道理がある。従って革命政党をめざす私たちはこの要求に、他ならぬこの日本に

における世論調査では特措法改悪に六一％が反対し、賛成は一五％であること、反対の理由では沖縄に対する差別を指摘するものが多数であったことが明らかにしている。琉球処分を持ち出すまでもなく、「返還」以後の沖縄における土地強奪法制定、適用は「公用地法」、「地籍明確化法」、休眠化していた「軍用地特措法」の適用に続くものであり、そのたびに人々に沖縄に対する差別的現実を思い起こさせて来た。今回の法案を糾弾して差別立法であることを沖縄の人々が異口同音に指摘するのには全く充分な理由がある。

おいて応え、これと連帯する

ために、沖縄に基地を押し付け、土地強奪を行い、差別的

処遇を行う政府支配階級と我が国政治社会そのものの変革、

日本帝国主義打倒の闘いを進めなければならない。

### 米軍特措法改悪・不当逮捕糾弾

#### 「軍用地の明け渡し・基地撤去を求める県民集会」への協力要請

貴団体におかれましては、常日頃からの反戦・平和運動に取り組んでいただいていることに対し敬意を表します。

政府は、使用期間が終了する本年五月一四日までに、判決に基づく土地使用権を取得することができず、国が収用委員会に対し、強制使用の裁判申請を行うだけで、使用権を取得することの内容の米軍用地収用特措法の改悪をしました。

政府の軍用地政策は、日本国憲法の最低限の保障である、憲法第二九条が国民に保障する私有財産権を制限・剥奪するものであり、その手続については憲法第三一条の適性手続の保障がなされるべきであります。しかしながら、政府は、民主主義として最低限の保障であるものをさえ抹殺しました。これは、安保条約によって民主主義がこわされたものであります。法の支配は、長い人類の歴史の中で、不断の努力により確立された人類の英知であり近代社会・国家を成立せしめる基礎であります。しかし、法の支配を否定する今回の政府の行為は、自らの存立の基盤を揺り崩すものであり、自殺行為と評すべきものであります。

沖縄における米軍基地の形成・維持の歴史は、国際法に違反して米軍が「銃剣とブルドーザー」で築いた基地を、米軍の布告・布告で、日本復帰後は「法律」の名で「正当化」しようとしてきた歴史であります。今回の米軍用地収用特措法の改悪は、このような沖縄への差別的歴史に更に上乗りにすることであり断じて許されるものではありません。

強制使用の期限切れという状況を迎えたことは、このような沖縄県民の人権を無視した日本政府の差別政策がもたらしたものであり、反戦地主や一坪反戦地主に責任があるものではなく、ましてや県収用委員会に責任があるものでもありません。私たちは、沖縄の二一世紀に責任を持つものとして、ここで、日本政府の沖縄差別的な政策に明確に「否」ということを表明し行動することが求められていると考えています。

別紙のとおり、米軍特措法改悪・不当逮捕糾弾「軍用地の明け渡し・基地撤去を求める県民集会」を開催することとなりました。つきましては、ご多忙のおりとは思いますが、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

一九九七年五月六日

権利と財産を守る軍用地主会 会長 照屋 秀 傳

県民集会 / 五月十四日(水) 午後六時 / 沖縄市民会館

基地立ち入り要求 / 五月十五日(木) / 嘉手納基地第一ゲート前

九五年九月の大田県知事による代理署名拒否以来、日本政府要人は事あるごとに沖縄人民に対して耳触りのよいことを口にし、あるいは政府予算を振り撒き、歓心を買おうとしてきた。しかしその差別支配の実質は少しも変わらな

## 沖繩人民にとっての沖繩自立解放闘争／日本国家・国法への幻想を捨て現実的な自立の道へ

いどころか、今回の法改悪にいたる一連の過程が示すように、一層あからさまなアメとムチの政策で臨むようになってきている。これはあれこれの支配者の恣意によるのではなく、今日の日沖間の構造的な支配・従属関係によるものである。

一九四五年、天皇をはじめとして我が国支配階級は自らの支配の維持・存続工作の時間稼ぎのために、沖縄戦による多大な犠牲を押し付け、さらに敗戦に際しては進んで米軍に東アジア支配の軍事拠点として差し出してきた。戦後憲法制定に際して、沖縄人民はその意志を問うことからさえ排除された。だから日本政府を相手に日本国憲法の道理を説くだけでは足りない。事実、国は県が代理署名拒否を

党や社民党が無力なのは、その政治的直接行動だけである。このことの根本をないがしろにし曖昧にしてはならない。帝国主義者の議会と法律の下で、国内植民地としての沖縄支配をやめるように説得することはできない。日本共産

従って近年、沖縄独立、政治的自立が多くの沖縄の人々の話題となってきたことには充分に理由がある。しかしそれが情緒的ムード的に語られるだけならば、厳しい政治的現実の中でより一層大きな失望を与えることになってしま

日本人民にとっての沖繩自立解放闘争／日本帝国主義国家の解体をガイドライン安保との対決から東アジア・環太平洋圏人民連帯秩序の実現へ

私たちは沖縄人民の闘いが 日本国家の実態を映す鏡であることを繰り返して指摘してき

た。沖縄人民の自立解放闘争に連帯することは、わたしたち自身がこの日本帝国主義を打倒し、日本帝国主義国家を解体する闘いでなければならぬ。これなくして沖縄人民に対する差別、軍事属領化、国内植民地支配の根源を断つことはできない。だが戦後革新の崩壊以後、帝国主義と資本の攻勢に対する有効な反撃を行うことすら出来ず現在に至っている。ここでも今日有効な社会主義的変革の展望を革命的政治路線として提示する左翼的主体の再建が課題と

なっている。言っておくがこれは旧革新のポジションにしがみつき「自由と民主主義が足りない」といっては社会的不満のガス抜きをして、社会党の消滅の結果としての少しばかりの成功に得意になってしまいう日本共産党やその追随者のそれとは一線を画したものである。わたしたちは自らの非力さを率直に認めながら可能な限りの実践の中でこの政治路線の確立に踏み出す。

# アイヌ民族法の制定を求めて

## アイヌ民族の権利回復を求めるとのアピール

現在国会で「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」「アイヌ新法」として決議・制定されようとしています。しかし、この法案はアイヌ民族の文化は保護するが先住権は認めないという内容であり、アイヌ民族が長年求めてきた民族法と

六月八日午後二時 宮下公園に集まれ！

このようなことを許してはならないと思ひ、デモで新しいアイヌ民族法の制定をあくまで訴えたいと考えます。

三月二七日「風谷ダム訴訟」で札幌地裁はアイヌ民族が日本の先住民族であることを認めました。司法は認められたわけですから、これを立

# これからの安保闘争のために

## ガイドライン見直し

### 有事体制構築を許すな！

さる四月二五日、自民党橋本首相は、軍用地特措法改悪による沖縄における米軍基地のための土地強奪を手土産に訪米し、クリントン大統領との日米首脳会談を行い、双方における合意確認事項につき公表した。これは我が国とこれを取り巻く国際政治状況の今後を見通すうえで重大な内容をもつ。したがってこれについての検討を加え、今後の政治指針を提示したい。

日米両政府間の合意確認事項は①日米安保体制の運用にかかわるもの、②朝鮮民主主義人民共和国への対応にかかわるもの、③我が国の経済政策にかかわるもののおおよそ三点である。基本的にはそれぞれ昨年四月の日米共同宣言を踏襲したもののだが、さらにこれを具体化して我が国労働者人民にこれへの政治的準備と実際の態度とを迫るものとなっていることに注意を促したい。以下具体的に見て行こう。

#### 米帝の東アジア―世界戦略に―層深く組み込まれる日本帝国主義

まず日米安保体制に関連しないとはっきり言っている（橋本）。「アジア・太平洋地域での米軍のプレゼンスは不可欠だ」（クリントン）。こうしているが、自分は現時点で削減や変更を論じることは適切で謝する」だの「沖縄の苦しみ

人の兵力展開にやささかの変更もあり得ないことを物語っている。したがって沖縄をはじめとするそれぞれの地域における反戦反基地反安保の闘いを強め継続することが求められる。（軍用地特措法改悪については本号別稿参照。）また現行の安保体制のより緊密な運用を確認したことにより、その具体的な現れとしての「思いやり予算」、「日米地位協定」の実態とのより実践的な闘いが求められる。（この各々については本稿を補足する事項解説を参照。）ここでは併せてこの五月中旬以降中間報告を行い、今秋にもまとめることが確認され

るものであった。昨年九月の日米安保協定では「日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力」に関して「①人道的援助活動、②非戦闘員を避難させるための活動、③米軍による施設の使用、④米軍活動に対する後方地域支援、⑤自衛隊の運用と米軍の運用」の五項目を検討課題とする「防衛協力小委」中間報告が承認されている。その後の自衛隊幹部の発言などから公海上における掃海艇による機雷除去、護衛艦による「邦人救助」などが具体的には上げられていると言つ。

他方これらを実効性あるものとするために、自衛隊法の改悪のほか①在外邦人などの保護、②大量避難民対策、③沿岸・重要施設の警備、テロ対策、④対米協力措置などを実施するための有罪法制定がもくろまれている。これらの攻撃との対決が緊急の課題である。北朝鮮支援については日本政府は「拉致疑惑」などの理由をあげて消極的な態度を示した。これは朝鮮に対する日帝支配の歴史的責任の清算をはじめとしたアジア侵略と戦争責任・戦後責任をすべて免れようとする日本政府によつては、なにひとつ有効な東アジアにおける政治的影響力を行使できないことを暴露している。体制的危機にあると伝えられるなかで北朝鮮では本年七月にはキム・ジョンイル国家主席継承が行われるとされ、他方一二月には韓国における大統領選挙が行われる。こうした状況にあつて南北朝鮮に米中を加えた四者会談を巡って外交交渉が活発に行われている。米帝の戦略展開を安撫をうけて補完することしかできない日本政府の立場は東アジアで孤立する日本帝国主義の現実を示してあまりある。朝鮮情勢について我々

#### トウ・パクアマル革命運動の同志虐殺弾劾！

四月二三日、フジモリ率いる特殊部隊の攻撃によって、MRTAの同志十四名が虐殺された。われわれは満腔の怒りを込めてこの虐殺に抗議する。

MRTAの闘いは、フジモリと軍部による独裁体制の中で、抑圧と貧困にあえぐペルー人民の正当な反帝

闘争であった。日本大使公邸占拠と人質を盾にした戦術が、ペルー社会の現状からして最高の戦術的選択だったか否かについては、即断はできない。しかし、少なくとも天皇誕生

一段と低下しているのである。今後のフジモリ政権は、軍部と密着した独裁体制を一層強めていくしか生きる道はない。地獄への道をひたすら突き進むであろう。われわれは、MRTAの同志の勇敢な闘いを讃えるとともに、同志の死に対し心から哀悼の意を表したい。

# 有事体制準備を粉砕せよ！ 排外主義の台頭を許すな！

こうして我が国の政局は急速に有事体制の準備に向かつて動き出そうとしている。我が国政府は、経済政策の国際調整がうまく行かなければ、その分だけその対価を政治的な対米協調によって支払わせられることになるだろう。そしてそれはアジア人民に向けてられたいびつな排外主義を助長することになる。

例えば自民党梶山などが盛んに吹聴する朝鮮有事論である。梶山はことあるごとに朝鮮有事に際して大量の難民が我が国に流入することの「危険」を強調し、有事立法によって自衛隊の治安出動を可能にすることを主張している。これは幾重にも政治的ペテンを重ねた民族排外主義を煽る悪質なデマゴギーである。しかもたちが悪いことにはどうもこの種の発言を重ねる支配政治の「政治家」が自ら重ねる政治的ペテンに気付かないよ

うなのだ。ここに至れば我が国支配階級の政治のレベルが知れようというものである。まず日帝の朝鮮・アジア侵略、朝鮮に対する日帝支配の歴史的責任について、そして民族的分断の現状に対する責任を負っていることについて全く自覚がないこと。こんな「政治家」がアジアにおける戦争と平和を論じる資格はない。これだけでもすでに万死に値する。さらに朝鮮民族の分断の結果として難民問題が生ずると仮定したとしても、これはまず一義的に朝鮮民族に対する我が国の外交政策と路線が問われる問題であることについて言及がなく、直ちに我が国の内政統治問題にしてしまっていること、しかも民族問題ではなく、治安問題に短絡させてしまっていることを徹底して批判しなければならぬ。

あるいは新進党小沢。とっくの昔に（正確には前回総選挙で自民党にボロ負けした時点）で政治生命は終わっているのに、特措法改悪で「我が国」とばかりにしゃしゃり出てきた。「普通の国家」が聞いて驚く骨の髄まで対米追従派であることを沖繩特別立法の抜本制定で示そうとしたこの種の人物には、沖繩もアジアも全く眼中にない。にもかかわらず「普通の国家」というレトリックがすでにそのペテン性によって民族排外主義を醸成することに半ば気付いているであろうから、政治家としては最悪の機会主義者であることが分かる。

民主党については安保政策については検討中だそうなのだが、ここには触れられないが、さきかげや社民党同様安保堅持であろうから、後は政治的な羞恥心や倫理観の問題だけであろう。

他方「唯一の革新」共産党はどうか。彼らが「基地撤去」「安保廃棄」をことあることあることが分かる。

民主党については安保政策については検討中だそうなのだが、ここには触れられないが、さきかげや社民党同様安保堅持であろうから、後は政治的な羞恥心や倫理観の問題だけであろう。

に主張していることも周知の事実である。彼らは言う。「民主連合政府は、国会の承認をえて日米安保条約の廃棄をアメリカ政府に通告し、日米軍事同盟の束縛をなくす。これは、日本の主権を回復する重要な第一歩となる。日米軍事同盟から脱却したあとも、いかなる軍事同盟にもはらわらず、非核・非同盟、中立の立場を守る。」「自由と民主主義の宣言」この議会主義や、一國主義を笑うのはたやすい。だが問題はこうした主張が今日の政治情勢の下での実践的指針としてあげられていることにある。我々はこの種の主張が日本国家を主語として行われること、つまり日本国家の政治的変革と解体を抜きにして行われると考えること、を重大な誤りと考える。また「非同盟中立」は今日の国際情勢のもとでは中身の無い空虚な観念であり、人民的な国際連帯の政治秩序を準備することなしには単なる反米ナショナリズム、一國平和主義を助長することになることを強く

指摘しなければならない。こうして総じて我が国の政治情勢は国際的政治秩序のレベルでは強く日米安保体制の下に拘束されながら、他方国内のレベルではねじれた形で民族排外主義が台頭する条件にあることが分かる。さしあたり前者の契機は政治の表層を規定し、後者は社会の基層における思潮を形成しつつある。沖繩特措法の国会票決が示唆したのはこの事態であり、これは従来の保革対立の二元主義でいうところの「総保守化」という評価が当たらない事態である。むしろ旧田中派の大番頭、野中が「大政翼賛会」と言ったことはあながち的外れではない。また「自由主義史観」などという己の「史的唯物論」の未熟さの中途半端な総括に慢心して、結局のところ近代国家の権力のストーリーに集約される人物論を歴史とすり替える新手のペテンがまかり通る理由でもある。

米帝の東アジア一〇万人の兵力展開が、朝鮮有事を口実

としながらも基本的には中国を念頭に置いた「包括的関与政策」に基づくものであることは徐々に明らかになりつつある。であるならばこの米帝

の兵力展開は半ば永久的なものである。その根本的な転覆のために差し当たりわれわれは中国をも含めた東アジアの政治経済の実態に基づき人民

の政治秩序の展望を検討する必要がある。そしてそれは日本帝国主義打倒・日本帝国主義国家の解体と地域自立の展望と不可分である。

## 事項解説 I

### 「思いやり予算」 (在日米軍駐留経費)

●一九七八年、金丸・ブラウ

ン会談での金丸信防衛庁長官の「経済的に苦しいアメリカ側の立場を思いやって」、地位協定第二四条の規定をこえた在日米軍への財政支援の拡大に始まる。

#### 「地位協定第二四条」

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う総ての経費は、2の規定するところにより日本国が負担すべきものを除き、この規定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけるので提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

#### ●在日米軍基地の施設整備の五種類の財源

- 米国の歳出予算による①軍事建設（ミルコン）計画 ②特別事業計画 ③非歳出基金（NAF）計画 ④日本の財源による施設整備計画（FIP）
- 「思いやり予算」⑤移転建設計画

・FIPが適用される事業  
家族住宅及びコミュニティ  
支援施設、独身者宿舎、新しい任務の支援施設、環境、保安、安全性を理由とした既

の建設。  
・FIPで出来ない事業  
既存施設の修理や改築、既存施設の拡張や変更、弾薬庫、政治的に論争を呼んだり微妙な事項。（しかし、「環境、保安、安全性を理由」にほとんど施設が改築の対象になる。移転建設計画について

#### 米国のマスタープラン「移転建設計画は、一対一代償で行われる。この原則のもとに、米軍は米軍の管理下にある不動産を日本政府に返還し、それと交換に、日本政府は返還に伴って米軍が失った施設の代替施設を新しく建設する。代替施設は面積、機能が同じものが作られる。」

従って沖繩の基地の縮小は現状では基地のたらい回しにしかならな

い。思いやり予算の撤廃だけが基地の縮小につながる。米国の本音「米国予算に頼るな。最大限に日本のFIPを活用せよ。」最近では、米

軍の演習に対する輸送の肩代り、役務供与の要求へとエスカレートしている。（自衛隊による役務供与）

#### ●増大する負担額

年々増大する負担総額であるが、1996年度において約6,400億円に昇ると言われている。

| 区分       | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 提供施設の整備  | 1004 | 1085 | 1062 | 1062 | 1012 | 1035 |
| 労務費の負担   | 679  | 904  | 1073 | 1252 | 1427 | 1448 |
| 光熱水料費等負担 | 0    | 81   | 161  | 230  | 305  | 310  |
| 訓練移転費の負担 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 4    |
| 合計       | 1683 | 2070 | 2296 | 2544 | 2744 | 2797 |

※この負担額には「施設借料」「リロケーション」「周辺対策費」などは含まれていない。  
 ※1989年度-1996年度（2.18倍）  
 ※労務費の負担は、1989年度から1996年度は3.52倍に増額。  
 ※1995年度から労務費・光水熱費は日本が100%負担。  
 ※米軍兵士一人当たり換算負担額、約1,400万円（1996年）

／基地閉鎖・再編に対する国防省の「五つの指針」

① 不必要な間接経費を増やす結果を招く出費を節約すること。

② ますます窮屈になる人的、物的資源の配分をめぐる競争を減らすことによって、軍の効率向上に貢献すること。

③ 公平で客観的であること。

④ 国内よりも海外基地の閉鎖を優先すること。

⑤ 経済成長を助長するような投資を支援すること。

### 事項解説Ⅱ

#### 「日米地位協定」

一九九五年九月、沖縄駐留米兵が引き起こした少女性暴力事件は、取り調べのために容疑者の身柄の引き渡しを求めた沖縄県警に対し米軍当局が地位協定を盾に拒否したことから地位協定の見直し論が浮上した。

しかし、日米両国政府は、今回の問題の規定（容疑者の身柄の拘禁に関する規定）のみの見直しに押し止めてようとした。これに対し、沖縄県は一九九五年一月、一〇項目にわたる「地位協定見直し要請書」を政府に提出した。

林宏道著）

「在日米軍駐留経費の日本側負担」『行動する女たちの会・報告集』

『沖縄の米軍』（高文研）

要請書の1では、地位協定第二条を見直し、日本国政府は、基地所在地の都道府県、市町村から意見を聴取し、基地の存在が、当該自治体の振興開発等に悪影響を及ぼしている場合は、米国政府にその返還を要請し、米国政府は、その要請に応じなければならぬ旨を明記する、としている。

地位協定第二条第三項では、同協定の目的上の必要がなくなくなった時は、いつでも、米国は、施設・区域を日本国に返還しなければならない、そのためには、米国は基地の必要性をたえず検討する、と定められている。しかし、その基準はきわめて抽象的であり、しかも軍事的必要性という観点からの米軍側の一方的な判断に委ねられ、地域住民の立場への配慮を欠いている。

この点に関連して、ドイツ駐留NATO軍補足協定では、「共通の防衛任務を考慮した上で」という留保つきながら、「ドイツ側が当該用地を使用することに得る利益が

大きいことが明白である」からどうか基準とされ、国土整備、都市計画、自然保護、ならびに農業用および経済上の利益が明示されている。軍隊派遣国とその受け入れ国の間の主権平等の立場から見れば当然のことである。

要請書の2では、地位協定第3条関連として、次のようにさまざまな事項に関する見直しを提言されている。①航空機騒音および環境保護に関する基地内でも国内法を適用すること、②地方自治体の基地立入の希望に米軍が速やかに応ずるべきこと、③演習に関する条項を追加し、事故発生の場合の演習の中止等を含む演習に対する規制を明記すること、④基地内レクリエーション施設の日本人による使用の禁止である。

政府の従来の対応および裁判所の判決から見ると、第三条にもとづく米軍の活動については日本国法令は適用されないことになる。しかし、NATO加盟国のヨーロッパ諸国での一般的な見解などに照

らしてみても、政府見解は奇異な、または少数派の見方である。軍用騒音や環境保護の問題を含めて、基地使用に関する事項一般について日本国法令は、地位協定に別段の定めがある場合を除いて適用されるべきである。これに関して一九九三年に改定されたドイツ駐留NATO軍補足協定において新たに環境保護に関する条項が追加された。ドイツにとって、駐留軍の活動からの環境保護は、同協定改定の主眼点の一つであった。基地内への立入権については、政府は否定しているが、ドイツ補足協定では、秘密保護区域、装備品および文書類の不可侵を条件として、国および関係自治体が、基地内での立入を含む必要な措置を執ることが認められている。

米軍の演習に関する明確な規定が欠落していることは、現行協定の最も重大な構造的欠陥である。ドイツ補足協定では、地上演習および空域訓練に関する原則が規定され、演習の実施についてはドイツ

政府の同意とドイツの法令に従うことを条件にしている。

要請書の8では、地位協定第十七条に定める刑事裁判権に関する手続きのうち、米軍構成員および軍属で日本国法上の被疑者となったものの身柄の取り扱いに関する現行手続きを見直して、日本国に裁判権がある場合の被疑者の拘禁を、どのような場合でも日本側が行うことができるように、現行手続きを改定することを提案している。

これに対して、日米両政府は、ドイツ補足協定上の原則に見習うような取扱を、現行協定の運用の形で行う、という構想を示唆している。ドイツ補足協定では、駐留軍当局がドイツ法上の容疑者を逮捕した場合、抑留をいつでもドイツ当局に移すことができる。特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対して、当該の駐留軍当局は好意的考慮を払う、と定められている。

要請書の九では、地位協定第十八条に定める民事責任に関する原則を改めて、米軍構成員、軍属およびそれらの家族による被害を受けた者が、当該加害者の行為が公務中か公務外かを問わずに日本国政府の責任で補償を受けられるようにする、と提案されている。

現行制度では、補償の確保の方法として、加害者に対する裁判と、見舞金払いの受領という方法があるが、米軍側の提示額が被害者の請求額

とあまりにもかけ離れていることが多いため、県は、日本国政府の責任で補償が確保されることを求めている。問題は、日本国政府がその負担の米軍側に対する償還をどのように確保することができるか、である。

ドイツ補足協定では、駐留軍関係者が私用で自動車や航空機を使用する場合危険責任の負担を義務づけられ、その損害についての補償が、ドイツの法令にもとづいてそ

の保険から支払われる、という方法が定められている。

以上、一〇項目のうちでも最も基本的と思われる四項目について要約してみた。

日米地位協定は、NATO諸国・特にドイツ補足協定と比較して、あまりにも米軍側への配慮が強く、基地を抱える自治体、住民の基本的人権等が侵されていることは明らかである。

『参考文献』本間 浩著『在日米軍地位協定』

### 女の町フチタン

—メキシコの母系制社会—

V・ベンホルト・トムゼン編

藤原書店

本の扉をひらく。「プレセンシア（存在感）がある」女たちの写真が、続く。まっすぐまを向いた女の視線、それだけで何かを読み手に伝えてくるような…。

フチタンというメキシコの町がなぜ「女の町」と言われるのかといえば「マチスモ（男性優位）」の土地柄といわれるメキシコにあって「地

理的にも、世界経済上でも要所となる地方で、これほどにも女性中心の、サブシステンス志向の社会が保たれている」からである。

トムゼンは生存のための労働をサブシステンス生産（食糧の調達や買い物、料理、食卓の準備・片付け、掃除、洗濯、さらに育児・保育など子供のためにする数えきれないシャドウ・ワークも含まれる）といい、搾取的で破壊的な人間と自然との関係を廃して、「サブシステンス生産」を基盤にする新しい社会の理論化作業と実践活動をしている。女の町フチタンの研究もこのような脈絡のう

えにあり、フチタンはパラダイスでもなく、モデルでもないしながら、フチタンの母系制社会の記述をもとに、発展型の成長経済志向とは異なるサブシステンス志向を可能とする諸要素を明確にしようとしている。

トムゼンがプロローグの中で明らかにしている、その要素とは「母系制と市場経済とが、サブシステンス志向と普遍的な金融経済とが、決定的な矛盾対立にはならないということである」フチタンの社会はたえず変化の過程のなかにあり、その過程はもちろん、ある種の共同体に結びついた原理によっておこなわれて

いる。相互の助け合いも、共同体感情も、食事の尊重も、生活に必要なものを得る労働の尊重も、相互への敬意や自信、誇りや頑固さなども、その原理のひとつである。そして「フチタンは、違った文化と社会の『糸』が経済の織布を、違った模様」に仕上げるありさまを示してくれる。二十世紀の終りにも、男性経済の終焉は可能である。」と高らかにうたいあげて終わっている。

本書の白眉はフチタンの女たちの「堂々とした、文字通り身体を張った生き方」である。（Y・T）

# 「はじまり」を始めるために

確かに米国の雇用は増え、労働需給のミスマッチは解消したが、給与格差は広がり、水準も下がった。連合はそれでいいのか」と逆に質問したという。（朝日12/25）

### 〈三〉

しかし、残念ながら九七春闘は労働運動にとって「はじまりの始まり」とはならなかった。

九七春闘の特徴を一言で言い表わせば、金属大手各社の妥結を報じる日経新聞社説（3/19）での「回答は企業間格差を色濃く反映……。社会横断的な賃上げを目指す本来の春闘は今やほとんど形骸化した。」という指摘に尽きる。朝日新聞のコラム（2/21）にさえ「労組も査定を積極的に要求。一律の賃上げや集団交渉はもはや崩壊。」と書かれた。つまり「日経連のゼロペアを打破」とか「二年連続で前年を上回る」といった事態の中で、資本による対労組戦略がほぼ完成し、労働者個人の管理も企業別そして産業別労組の支配も、「業績」を一切の基準とする賃金・労働条件への統合によって、春闘はおろか賃上げ（内容も形式）も資本の意のままになったことであ

交渉を今春闘は断念することを決めた私鉄総連では、私鉄大手のレベルで七三〇〇円（阪神）から八一〇〇円（東急）回答となった。かつての交通・公労協という戦闘的組合主義は、国労潰しから始まり私鉄押さえ込みでその姿を消し去った。時あたかも三井三池の閉山が告げられた。

### 〈二〉

一月一四日、日経連は臨時総会で一九九七年度版労働問題研究会報告を採択し、五年連続で「ベアゼロ」を宣言するとともに、賃金・雇用・労働時間・福利厚生を一体にした「総額人件費」を強調し、仮に支払い能力に余力があった場合でも「第一に雇用の維持・創出」「第二に賞与・一時金に回すべきだ」としているのだ。（日経連はこの臨時総会で、「雇用の安定」と「国民生活の質的改善」を二世紀戦略の最重要目標

として掲げ、そのために「経営道義の確立」や「国際競争力の維持・強化」が必要であると説く、悪い冗談としか聞き取れない「ブルバードプラン」もあわせて発表した。）  
日本の経営の「三種の神器」の一つ（終身雇用・年功序列）までかなり捨てることが出来るのも、もう一つの「神器」である企業内組合の会社主義・企業共同体への取り込みを前提にしているのであり、それが前述したトヨタの「抜け駆け」を生み出した。もはや「御用組合」の名にも値しない「無用組合」になる日もそう遠くはない。  
それを暗示するエピソードが、昨年末に首相官邸で行なわれた政労資三者会談での出来事であろう。規制緩和の合唱という世論に乗って労働市場の流動化の必要性を説く日経連会長根本二郎の話を受けて、首相橋本は連合会長の芦田甚之助に「有料職業紹介と労働者派遣業によって、

三月一八日、「春闘賃上げ二年連続前年上回る。」という見出しで今春闘の山場である金属大手各社の回答が報じられた。そこでは、日経連の「ゼロペア」を打ち破ったが、「横並び崩壊一段と鮮明に」なると記され、春闘の社会的波及力（いわゆる春闘相場）は失われ、座別での格差是正を無視したトヨタと、そのトヨタの七〇〇円上乗せにあわて八〇〇円の上乗せをした本田といった構図さえ明るみに出た。こうして例えばトヨタは九四〇〇円の賃上げ（定昇込み）となり、本田技研は八〇〇円上乗せでも九二〇〇円の賃上げとしかならなかった。

民鉄協（日本民営鉄道協会・大手十五社加盟）の「個別交渉への転換」という強硬姿勢に屈伏し、三〇年間続いた私鉄大手労資による中央集団

交渉を今春闘は断念することを決めた私鉄総連では、私鉄大手のレベルで七三〇〇円（阪神）から八一〇〇円（東急）回答となった。かつての交通・公労協という戦闘的組合主義は、国労潰しから始まり私鉄押さえ込みでその姿を消し去った。時あたかも三井三池の閉山が告げられた。

も労働者の「団結」や「連帯」の中にしかないことを改めて思い出す。そうして始めて労働者は、企業や産別や国籍を超え得るのだ。

### 〈五〉

「大競争時代」であればあるほど、国民は「平和と繁栄」を求める。しかし、そこでの労働者のスローガンはやはり「祖国敗北主義」ではないのだ。これは、教条でも何でもない。社員や従業員ではなく労働者でありたいというための最低の「基準」なのだ。

かつての三菱長崎造船での闘いを思い出した。「軍需産業に手を染めなければ会社がつぶれる」と経営者は言う。しかし三菱独占がつぶれることがあるとすれば、それは労働者にとつていい日ではないか、何を恐れることがあるか」と。もちろん、これは大独占の話である。中小零細では「倒産の危機」はきわめて日常的な出来事でもある。だからこそ労働者は、「社員あつての企業」などという幻想を持たず、資本とまっぴり一線を画すことが求められている。

### 〈六〉

この試験でのジレンマは、「労働運動への意味付与を払拭しなければならぬ」という正当な命題の提起を通して、「労働運動の階級的再生

全労連（全国労働組合総連合）が昨年末、「検証・大企業の内部留保」を発表し、内部留保の総額は約九二兆三三〇〇億円、従業員一人当たり約二七五〇万円の前年より二四万円も増加している、と暴露した。しかし、「アジネットII方便」としてはともかく、「苦しい」といながら、本当は儲かっているのだから労働者に還元せよ」という論法がすでに、労働者の階級として意識を摩滅させてきたことに彼らは思い至らないのだろうか。

### 〈四〉

労働組合は「労資が相互依存の構造にある」ということを間違えて理解した。実際には「企業あつての社

全労協は今春闘において、大幅賃上げと並んで「最低賃金制度」を掲げた。経営の業績も資本の支払い能力も関係はない。労働組合の社会的影響力、否その存在意義は少なくとも

管理職ユニオンの設楽清嗣書記長

**頼れない労働組合、頼らない労働者**

(1) 1995年の日本の労働組合組織率は23.8%だが、従業員100人未満の民間企業に限ると1.6%にすぎない。一方、1995年に全国の裁判所に提訴された労働関係の民事・行政訴訟は73年以降最多だった94年を232件も上回る4109件で、バブル全盛期の二倍を超える水準。東京都の労政事務所の取り扱い事案が93年度には4万件の大台に乗り、95年度も42,328件を記録した。

(朝日96.12.20)

(2) 労働省の調査において、労働組合の労働協約締結率が低下傾向にあることが判明した。前回調査(91年)の91.8%から89.2%となり、従業員規模100人以下では前回80%から70%へと大幅に低下した。

(朝日97.4.28)

**(3) 労働組合員・組織率**

|       | 90年     | 92     | 94     | 96     |
|-------|---------|--------|--------|--------|
| 雇用労働者 | 4875万人  | 5139   | 5279   | 5367   |
| 労働組合員 | 1226.4" | 1254.1 | 1269.9 | 1245.1 |
| 連 合   | 761.3"  | 764.2  | 782.3  | 765.8  |
| 全労連   | 83.5"   | 85.8   | 85.6   | 85.9   |
| 組 織 率 | 25.2%   | 24.4   | 24.1   | 23.2   |

(朝日97.1.10)

と戦闘的發展」をもドグマして退けることによって、労働運動を語りながら労働運動とはまったく別の答えを導き出してしまったのではないか、というところにある。

しかしだからと言って「トレドユニオニズムの復権」が「制度化された労働運動」からの転換を推し進められることが可能とは思われない(本紙三三三号)し、社会運動と労働運動を接木する凡庸な結論を対置しようとは思わない。「取引団体」に徹することが出来なかったのは、プロレタリア・ヘゲモニーの未成熟

でも市民社会の未成立でもない。うっとうしくても、それが日本の労働者の「矜持」であったのだ。日本労働運動史を少しでも顧みればわかることだ。高度成長と相伴した、かつての総評労働運動、こういって良ければ「民同」の強さの秘密が垣間見える。(炭労にせよ、国労にせよ)

「労働者の統一」も「労働者多数の獲得」も、前提でもなければ目的でもない。それだけでなく「労働運動の階級的再生と戦闘的發展」でさえそうなのだ。「本来の」と言われた経済的職業的運動は「ゴマスリ・

直訴・転職・泣き寝入り」と等価ではないのか。政治的社会的運動ですら、そうなのだ。テンプラストと揶揄してきたが、総評労働運動でさえ「連帯スト」ばかりか「政治スト」すら担ってきたのではないか。

とすれば、赤色労働組合主義から遠く隔たった「極端な赤色主義を対置するだけに終始してしまう」という、「レーニン主義からの批判」にこだわることから自由になった方がいい。「党と階級の混同!」という隘路は、まったく別の回路をたどって突き抜けることが出来るはずだ。「やつらの世界/おれたちの世界」というレベルを超えて、あるいは区別されて「我々の世界」を構想することの危うさを充分承知した上で、「現在の状態を止揚する現実的な運動」を現在、ここ此処で開始することである。

(了)

**古 在 潔**

**【追記】**

筆者は「ブンドには労働運動論がない」という批判は的外れである、と永年思っていた。もちろんブンド諸派の文献をひもといても「反戦青年委員会運動」や「反レバ(反弾圧)闘争」が大半を占め、革共同らに比

して、いわゆる労働組合運動そのものを扱ったものは皆無に等しい。そして八〇年代以降は、逆に「反幹部闘争」のレベルでの労働組合運動論が目につくようになる。しかし、それは「共産主義と労働運動の統合論」に見られる過重な意味付与しかもたらさなかった。つまり「労働運動論がない」という批判はあたっていったのだ。がしかし、問題はそういう批判者が前提にする「労働運動論」なるものが、組合主義の戦闘的展開(逆手論や尻押し論)であったり、日共・革マルのように「党勢拡大の方便」でしかなかったことである。だとすれば「ブンドには労働運動論がない」ということは決して「恥ずかしい」ことではない。これは例えば「沖繩闘争論がない」とか「反原発運動論がない」というレベルの問題ではなかったからだ。

本試論はとりえず今回をもって打ち切り、今後は「風をよむ」読者、友人の皆さんとの率直かつ建設的討議を行い、「各論としての労働運動論」と、それとは区別された資本主義批判としての労働者の運動についての路線形成に寄与したい。  
忌憚のない批判・意見をどしどしお寄せ下さい。